

葛飾区民間空襲等被害者見舞金支給要綱

令和 8 年 10 月 8 日
8 葛 福 福 第 678 号
区 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、区として民間空襲等被害者の長年の労苦に対し、お見舞いの意を表すために、民間空襲等被害者見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「民間空襲等被害者」とは、昭和 16 年 12 月 8 日から昭和 20 年 9 月 7 日までの期間における空襲、艦砲射撃等によって負傷し、又は罹患した者をいう。ただし、次の各号に掲げるいずれかの法律の規定による給付を受ける者を除く。

- (1) 恩給法（大正 12 年法律第 48 号）
- (2) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和 27 年法律第 127 号）
- (3) 未帰還者留守家族等援護法（昭和 28 年法律第 161 号）
- (4) 引揚者給付金等支給法（昭和 32 年法律第 109 号）
- (5) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）
- (6) 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和 42 年法律第 114 号）
- (7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）
- (8) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）
- (9) 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成 22 年法律第 45 号）

(対象者)

第 3 条 見舞金は、令和 8 年 10 月 1 日において区内に居住し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき区の住民基本台帳に引き続き 1 年以上記録されている民間空襲等被害者であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象被害者」という。）に支給する。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、7 級以上の障害を有する者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に定める障害等級のうち、3 級以上の障害を有する者
- (3) 区長が前 2 号に規定する者に準ずると認める者

(見舞金の支給額及び支給回数)

第 4 条 見舞金の支給額は、支給対象被害者 1 人につき 100,000 円とする。

2 見舞金は、支給対象被害者1人につき1回に限り支給する。

(支給申請)

第5条 支給対象被害者は、見舞金の支給を受けようとするときは、葛飾区民間空襲等被害者見舞金支給申請書(第1号様式)に口座番号等が確認できる預金通帳等の写し及び次に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、区長が別に定める期間内に区長に申請しなければならない。

- (1) 第3条第1号に該当する者 身体障害者手帳の写し又は医師の診断書(これらの書類がない場合には、これらに準ずるもの)
- (2) 第3条第2号に該当する者 精神障害者保健福祉手帳の写し及び医師の診断書
- (3) 第3条第3号に該当する者 区長が別に定める書類

(支給の決定又は申請の却下の決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、次条に規定する審査会において審査を行い、見舞金の支給の決定又は申請の却下の決定を行う。

2 区長は、前項の決定をしたときは、前条の規定による申請をした支給対象被害者に葛飾区民間空襲等被害者見舞金支給決定・却下通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(審査会)

第7条 見舞金の支給の審査は、次に掲げる者で構成する審査会において行う。

- (1) 福祉部長の職にある者
 - (2) 障害福祉課長の職にある者
 - (3) 保健予防課長の職にある者
- 2 審査会の会長は、福祉部長の職にある者とする。
- 3 会長は審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 審査会は、会長が招集する。
- 5 審査会は非公開とする。

(見舞金の支給)

第8条 区長は、見舞金の支給の決定をした支給対象被害者(以下「支給決定被害者」という。)に対し、当該支給決定被害者が指定する口座に振り込む方法により、見舞金を支給するものとする。

2 支給決定被害者が見舞金支給決定後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき見舞金でその支払いを受けなかったものがあるときは、その見舞金を支給決定被害者と同居の親族等で区長が認める者に対し、その者が指定する口座に振り込む方法により、見舞金を支給することができる。

(届出)

第9条 支給決定被害者が死亡したときは、支給決定被害者と同居の親族等で区長が認める者は、速やかに葛飾区民間空襲等被害者見舞金受給者変更届（第3号様式）に所定の事項を記入し、区長に提出しなければならない。

(不当利得)

第10条 区長は、偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けた者があるときは、その者に対し既に支給した見舞金を返還させることができる。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年10月8日から施行し、同月1日から適用する。